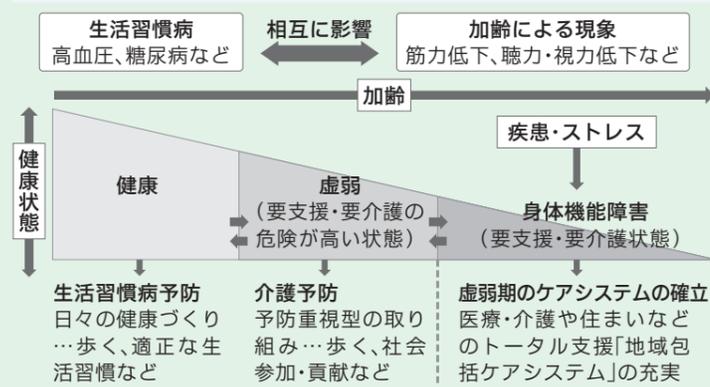


～健康状態の変化と介護までの流れ～



近年、高齢になって要介護の状態になるのは「当たり前」でないことが分かってきました。生活習慣の積み重ねによる「生活習慣病」と、筋力低下などの「加齢に伴う現象」は関連性が強く、どちらが進行しても相乗的に健康状態が悪化してまいります。介護予防は健康づくりの延長線

「第2次健康はなまき21プラン」と共に取り組みを進めます

■地域包括ケアシステムの充実  
今後、認知症や一人暮らしなど、

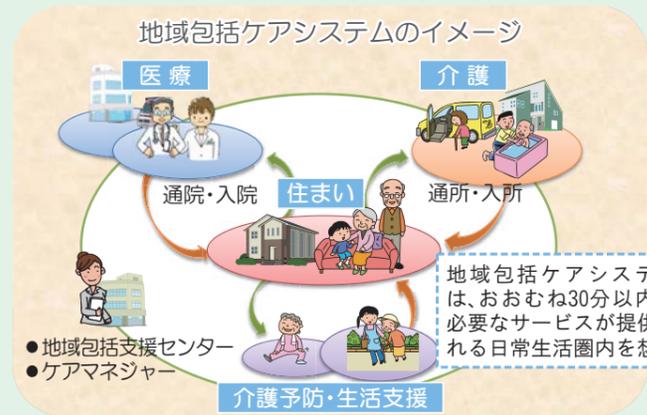
いわゆる「団塊の世代」全てが75歳となる平成37年の介護保険制度を見据え、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることを目指し、策定したものです。同プランでは計画期間中の、介護予防・介護保険サービスの事業内容や量、保険料などを定めています。

花巻市高齢者いきいきプランとは

「誰もが慣れ親しんだ地域で、共に支え合い、安心していきいきと暮らせるまち」。花巻市保健福祉総合計画では、本市の目指す姿をこのように掲げています。市はその実現を目指し、平成30年度から32年度までを計画期間とする「花巻市高齢者いきいきプラン」を策定しました。

安心して暮らし続けられるまちを目指して

花巻市高齢者いきいきプランを策定しました



支援が必要な高齢者が増えると思われる。市では、医療や介護、介護予防などを一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」の充実を図り、地域全体で高齢者を支える体制の整備を進めます。

期日	時間	会場
4月20日(金)	午前10時～11時30分	大迫保健福祉センター
	午後2時～3時30分	東和保健センター
4月23日(月)	午前10時～11時30分	石鳥谷保健センター
	午後2時～3時30分	花北振興センター
4月24日(火)	午前10時～11時30分	湯本振興センター
	午後2時～3時30分	宮野目振興センター
4月25日(水)	午前10時～11時30分	太田振興センター
	午後2時～3時30分	笹間振興センター
4月26日(木)	午前10時～11時30分	矢沢振興センター
	午後2時～3時30分	花巻保健センター
4月27日(金)	午前10時～11時30分	花南振興センター
	午後2時～3時30分	湯口振興センター

上にあるもので、日々の取り組みが生活習慣病予防や介護予防につながっています。市では「花巻市高齢者いきいきプラン」の取り組みを、年代に合わせた健康づくりのガイドライン「第2次健康はなまき21プラン」と共に進めていきます。❖説明会を開催します「花巻市高齢者いきいきプラン」と、「第2次健康はなまき21プラン」の説明会を開催します。健康で生き生きとした日々を送るため、この機会に参加しませんか。※日時や会場は左表のとおり

介護人材確保事業補助金制度を創設しました

市では、介護サービス事業所などで働く人材の確保と定着を図るため、介護福祉士などの仕事に就く人の市奨学金の返還を支援します。

- 対象 次の要件を全て満たす人
  - ▷市の奨学金の貸与を受け、奨学金の返還期限を5年以上としている人
  - ▷新卒で、市内の介護施設など(\*1)に週30時間以上勤務する職員として採用された人
  - ▷対象資格(\*2)を取得するために奨学金の貸与を受け修学し、対象資格に基づく業務に5年以上継続して従事する予定の人
  - ▷奨学金の返還について、ほかの制度による補助を受けていない人
- \*1 対象事業所…特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅

- 介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所事業所、特定入居者生活介護事業所、養護老人ホーム
- \*2 対象資格…介護福祉士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
- 補助額 年度内に返還した金額の2分の1(勤務を開始した月から最大60カ月)

※申し込み方法など詳しくは下記へ

【問い合わせ】新館長寿福祉課(☎24-2111内線579)

■65歳以上の人の介護保険料(平成30～32年度)  
65歳以上の人の介護保険料は、市区町村の介護サービス費が賄えるよう算出された「基準額」を基に決まります。本市の平成30～32年度の基準額は7万1500円。この基準額を基に所得に応じた自己負担となるよう、11段階の保険料に分けています。※各段階の保険料は下表のとおり

所得段階	負担割合	対象者	年額保険料
第1段階	基準額の0.4	生活保護受給者または住民税非課税世帯(課税年金収入など(*1)が80万円以下)	28,600円
第2段階	基準額の0.65	住民税非課税世帯(課税年金収入などが80万円超～120万円以下)	46,500円
第3段階	基準額の0.75	住民税非課税世帯(課税年金収入などが120万円超)	53,600円
第4段階	基準額の0.9	本人住民税非課税者(課税年金収入などが80万円以下)	64,400円
第5段階	基準額	本人住民税非課税者(課税年金収入などが80万円超)	71,500円
第6段階	基準額の1.2	本人住民税課税者(本人合計所得(*2)が120万円未満)	85,800円

■介護保険制度を維持するために高齢化に伴い、介護サービスの利用も増えると見込まれていいます。必要な人へのサービス提供を確保しながら介護保険制度を維持するためには、住民主体の生活支援など新しいサービスの掘り起しが必要で、さらに、積極的な介護予防の取り組みにより、介護サービス利用の増加を少しでも抑えることが大切です。

所得段階	負担割合	対象者	年額保険料
第7段階	基準額の1.25	本人住民税課税者(本人合計所得が120万円以上)	89,400円
第8段階	基準額の1.5	本人住民税課税者(本人合計所得が200万円以上)	107,300円
第9段階	基準額の1.6	本人住民税課税者(本人合計所得が300万円以上)	114,400円
第10段階	基準額の1.8	本人住民税課税者(本人合計所得が350万円以上)	128,700円
第11段階	基準額の2.05	本人住民税課税者(本人合計所得が500万円以上)	146,600円

\*1…課税年金収入と合計所得の合計から、長期・短期譲渡所得特別控除額と年金所得額を控除した額  
\*2…合計所得から長期・短期譲渡所得特別控除額を控除した額